

会費納入規程

(総 則)

第1条 公益社団法人宮城県放射線技師会（以下「本会」という。）の会費は、定款第7条に基づきこの規程により行う。

(会 費)

第2条 正会員の年額は、12,000円とする。

2 正会員の新入会員の初年度会費は5,000円、再入会会員の初年度会費は12,000円とする。

3 賛助会員の年額は、20,000円とする。

(納入期限)

第3条 会費の納入期限は、当該年度の9月30日とする。ただし、新入会員及び再入会員はこの限りでない。

(会費の免除)

第4条 名誉会員は会費を納めることは要しない。

2 70歳以上の正会員は、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

3 正会員で療養のため12ヶ月以上離職したものは、申請により会費の免除の取扱いを受けることができる。

4 正会員は、前項の定めるもののほか、出産・育児により長期休業（概ね1年）する場合は、申請により会費の免除の取扱いを受けることができる。

5 正会員は、災害により甚大な被害を受けた場合は、申請により会費の免除の取扱いを受けることができる。

6 前2項から5項の会費免除については、理事会の承認を必要とする。

(免除申請)

第5条 前条第2項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書（第1号様式）と年齢を証明する公的証明書のコピーを添えて、本会に申請する。

2 前条第3項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書（第1号様式）と1年以上療養したことを証明する証明書を添えて、本会に申請する。

3 前条第4項及び第5項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書（第1号様式）にて、本会に申請する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。